

徳島県スポーツコミッションスポーツ大会開催支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 本県のスポーツ資源や観光資源を活かし、スポーツ大会を誘致することにより、本県選手の競技力の向上や地域経済の活性化等に資するため、本県で開催されるスポーツ大会に対する補助を予算の範囲内で行い、その開催を支援する。

(補助対象事業)

第2条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 徳島県内で開催される中四国ブロック規模以上のスポーツ大会で、参加者が県内宿泊施設で延べ50泊以上99泊以下の宿泊をするもの
- (2) 徳島県スポーツコミッション会長（以下「会長」という。）が特に認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは対象外とする。

- (1) 宗教活動または政治活動を目的とするもの
- (2) 国または地方公共団体が主催するもの又はこれに準ずるもの
- (3) 徳島県または徳島県の補助金等を原資とする団体からの助成を受けているもの
- (4) 有料観覧のスポーツ大会

(補助対象となる団体等)

第3条 補助の対象となる団体等（以下「補助対象者」という。）は、前条に定める補助事業を行う県内外の団体又は個人とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表1のとおりとする。ただし、次の場合は助成額を1/2以内に減額することができる。

- ①定例行事として本県開催が定着したもの
- ②持ち回り開催で定期的に行われているもの（全国規模は除く）

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を実施する30日前までに補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 宿泊予定書（様式第3号）
- (3) その他会長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第6条 会長は、前条の補助金交付申請があったときは、その内容を審査し適当と認められる場合には補助金の交付を決定するものとする。

2 会長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金交付申請に係る事項につき修正を加えて、補助金の交付を決定するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 次の各号に掲げる事項は、補助金交付決定の条件とする。

(1) 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合においては、会長の承認を受けなければならないこと。

(2) 補助事業を中止する場合においては、会長の承認を受けなければならないこと。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告して、その指示を受けなければならないこと。

2 会長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。

3 補助事業は、第1項第1号及び第2号の規定による会長の承認を受けようとする者は、あらかじめ次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

(1) 補助事業(変更・中止)承認申請書(様式第4号)

(2) 事業計画(変更・中止)書(様式第5号)

(決定通知)

第8条 会長は、補助金の交付の決定をした場合は、その決定の内容及びこれに付した条件を申請した者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 会長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容及びこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定による取消し又は変更をした場合について準用する。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、会長に報告しなければならない。

(1) 大会実績報告書(様式第7号)

(2) 宿泊実績書(様式第8号)

(3) その他、会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 会長は、前条の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した

条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の請求をしようとするときは、補助金請求書(様式第9号)を会長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第13条 会長は、前条の規定による補助金請求書を受領した後に、補助金を支払うものとする。

(決定の取り消し)

第14条 会長は、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第8条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第15条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

対象	種類	中四国ブロック規模以上のスポーツ大会	
	規模	延べ50泊～99泊(県内全域の宿泊施設)	
	範囲	開催場所は、徳島県内	
補助金額	内 容		
	全国大会		その他の大会
	100,000円		70,000円